KITO

キトーチェーンブロック CX 形

定期点検基準マニュアル（CX003 形）

安全上のご注意

本チェーンブロックの定期点検基準マニュアルには、定期点検する方・お使いになる方や他の人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しく定期点検していただくために重要な内容を記載しています。
定期点検を行う前に、チェーンブロック CX003 形の「取扱説明書」（別冊）の内容も適用されますので、事前にお読みいただき、あわせてお守りください。
また、本チェーンブロックの定期点検を行うためには、分解・組立作業が伴います。別冊の「分解組立マニュアル」を参照し、正しく行ってください。

定期点検する方について

定期点検は保守管理者※のみ行うことができます。

※：チェーンブロックの構造や仕組みに関し精通し、専門知識を有すると事業体により認められた方
または、構造や仕組みに関し精通し、「定期点検基準マニュアル」や「分解組立マニュアル」を理解できる方
この条件を満たさない場合は、キトーにご相談またはご依頼ください。

■定期点検全般について

⚠ 危険

禁 止

チェーンブロックの定期点検は、保守管理者以外の方は行わないでください。

保守管理者以外の方が行うと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

禁 止

使用限界、判定基準を超えた部品、キトーチェーンブロック CX003 形用純正部品以外は使用しないでください。

キトーチェーンブロック純正部品であっても、モデルが異なると使用できない場合があります。
分解組立マニュアルに従って正しく部品を使用してください。
これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

禁 止

荷をつった状態でのチェーンブロックの定期点検は、行わないでください。

チェーンブロックの定期点検を行う場合は、製品を床に降ろして行ってください。
荷をつった状態で定期点検を行うと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

禁 止

ブレーキバンに油を付けないでください。

ブレーキバンは乾式です。
ブレーキバンに油が付着するとブレーキ不良が発生し、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

⚠ 危険

禁 止

潤滑油（グリース・さび止油など）を使用する場合は、火気や、火花の発生する場所で使用しないでください。

発火の恐れがあります。

強 制

定期点検（1 ヶ月ごと、1 年ごと）を行ってください。

定期点検（1 ヶ月ごと、1 年ごと）を行わないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。
また、使用条件によっては、点検サイクル以前に行う必要があります。日常点検の状況や動作音などにも注意し、適切な頻度で点検を行ってください。

強 制

定期点検中に異常を発見したときは、使用を中止して「故障・点検中」の表示をし、点検・修理を保守管理者またはキトーにご相談ください。

異常な製品を使用すると、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

強 制

年次点検が終了したら、分解組立マニュアルに従って機能検査（操作チェック）を行い、正しく動作することを確認してください。

これらを守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

⚠ 注意

強 制

ウエフック、シタフックの開き寸法・厚み寸法を購入時の寸法と比較し、管理基準を外れていないか点検してください。

傷害、または物的損害発生の恐れがあります。

■定期点検チェックシートについて

⚠ 危険

強 制

定期点検中に異常を発見したときは、使用を中止して「故障・点検中」の表示をし、修理を保守管理者またはキトーにご相談ください。

異常な製品を使用すると、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。
＊このチェックシートはキトーの定期点検基準マニュアルをベースとした標準サンプルです。
お客様の使用環境・条件により、チェックシートのフォーマットを決めて運用してください。
その際には、必ず全ての点検項目を盛り込んでください。

点検のすすめ

点検は安全の第一歩。日常点検・定期点検を励行しましょう。

・日常点検については、作業される方が「取扱説明書」を参照して行ってください。
・この定期点検基準は月例点検と年次点検項目で構成されています。
・定期点検は、保守管理者が行うか、キトーにご相談ください（または巻末のキトーサービスネットワークの中から、お近くのサービスショップにご相談いただいても結構です）。
・点検項目は標準的な使用環境や条件を前提として構成されております。特殊な環境や条件下でのご使用の場合、別途キトーにお問い合わせください。
・年次点検は分解・組立を伴います。別冊の「分解組立マニュアル」を参照し、正しく行ってください。

点検基準

⚠ 危険

禁 止

使用限界、判定基準を超えた部品、キトーチェーンブロック CX 形用純正部品以外は使用しないでください。

キトーチェーンブロック純正部品であっても、モデルが異なると使用できない場合があります。
分解組立マニュアルに従って正しく部品を使用してください。
これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの恐れがあります。

■月例点検

設置された状態または作業台上で点検します。

お願い

- 日常点検項目に加えて下記項目をチェックしてください。月例点検を行うときは、日常点検項目を点検後、月例点検をしてください。

項目	点検方法	使用限界または判定基準	対処方法
基本動作	軽い荷重をつり、巻き上げ·巻き下げ操作を行う	• 巻き上げ時、ブレーキ装置のツメの「カチカチ」音が聞こえ、スムーズに動作すること。 • 音が弱くなったり、不規則音になっていないこと。 • 巻き下げ時、音がしないこと。 • 手引力が異常に重くないこと。 • ブレーキの滑りがないこと。	正常に組み立てられているか、部品に異常はないか、分解して点検する。
上下フック	目視確認 	• ねじれなど、変形が明らかなものは使用限界。 • 深い切り込みキズなどがないこと。 • リベット・ボルト・ナットなどがゆるんだり、脱落していないこと。 • スパッタなどの異物が付着していないこと。	ウエフッククミタテまたはシタフックイッシキを交換する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検方法</th><th>使用限界または判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">上下フック</td><td>ウエフックとシタフックのa,b,c の寸法をノギスで測定する
 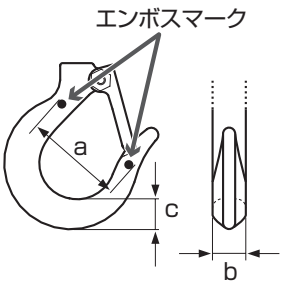
</td><td>
⚠ 注意
強 制
ウエフック、シタフックの開き寸法・厚み寸法を購入時の寸法と比較し、管理基準を外れていないか点検してください
傷害、または物的損害発生の恐れがあります。
<table>
<tr><th>基準値</th><th>限界値</th></tr>
<tr><td>a 寸法</td><td>購入時の寸法をこえないこと</td></tr>
<tr><td>b 寸法</td><td>5%以上の摩耗</td></tr>
<tr><td>c 寸法</td><td>5%以上の摩耗</td></tr>
</table>
・ なお参考までに下表に公称基準値を付記しますが、フックは鍛造熱処理品であるため多少の寸法誤差があることをご承知おきください。
<table>
<tr><th rowspan="2">定格荷重
(t)</th><th>a 寸法 (mm)</th><th colspan="2">b 寸法</th><th colspan="2">c 寸法</th></tr>
<tr><th>基準</th><th>基準</th><th>限界</th><th>基準</th><th>限界</th></tr>
<tr><td>0.25</td><td>39</td><td>11</td><td>10.5</td><td>12.5</td><td>11.9</td></tr>
</table>
</td><td>ウエフッククミタテまたはシタフックイッシキを交換する。</td></tr>
<tr><td>首部の変形を目視で確認する
</td><td>・ 首部にねじれなど変形が明らかなものは使用限界。</td><td>ウエフッククミタテまたはシタフックイッシキを交換する。</td></tr>
<tr><td>フックを回転させる</td><td>・ 軽く回ること。</td><td>ウエフッククミタテまたはシタフックイッシキを交換する。</td></tr>
<tr><td>フック
ラッチ</td><td>フックラッチを数回動かしてみる
 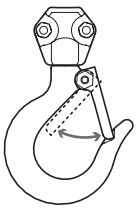 </td><td>
⚠ 危険
禁 止
フックラッチの外れたフックは使用しないでください。
荷が落下して、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。
・ フックの口の中にしっかりと閉じてついていること。
・ スムーズに動くこと。
</td><td>フックラッチを交換する。</td></tr>
</table>

（つづく）

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検方法</th><th>使用限界または判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">ロード
チェーン</td><td>摩耗度合いを目視とノギスで確認する
 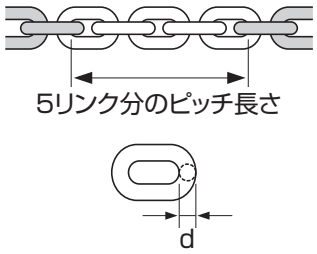
</td><td>お願い
● 特にロードシーブと噛み合う部分を念入りにチェックしてください。
<table><tr><td rowspan="2">定格荷重
(t)</td><td colspan="2">5リンク分のピッチ長さ（mm）</td><td colspan="2">線径（d）mm</td></tr><tr><td>基 準</td><td>限 界</td><td>公称線径</td><td>限 界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>45.5</td><td>46.8</td><td>3.2</td><td>2.9</td></tr></table>・ ロードチェーンの摩耗は、基本的に 5 リンクのピッチの和を測定することにより点検を行ってください。
ただし、目視などにより線径の摩耗が著しい場合には、交換してください。
・ 数値管理をされる場合は、上表の限界値を参考に線径測定をしてください。
なお、5 リンク分のピッチ長さと線径の測定には、先の細いノギス（ポイントノギス）が必要です。</td><td>シタフックイッシキを交換する。</td></tr>
<tr><td>腐食（錆）がないか目視で確認する</td><td>・ 著しい腐食（錆）がないこと。
お願い
● ロードチェーンの摩耗が確認されたら、ロードシーブも確実にチェックしてください（年次点検「巻き上げ機構」の頁、ロードシーブを参照ください）。
● ロードチェーンには潤滑油形さび止め油 JIS K 2246　1 種 1 号 NP-9 相当（出光興産 ダフニー オイルコート RL-44 推奨）を使ってください。</td><td>シタフックイッシキを交換する。</td></tr>
<tr><td>変形・キズがないか目視で確認する
 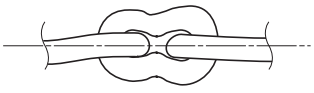
 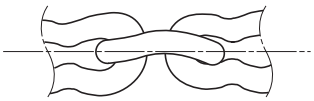 </td><td>⚠ 注意

取扱説明書の禁止事項を守り、正しい作業方法でお使いください。
・ ねじれなどの変形がないこと。
・ 深い切り込みキズなどがないこと。</td><td>シタフックイッシキを交換する。</td></tr>
<tr><td>スパッタの付着がないか目視で確認する</td><td>・ スパッタなどの付着がないこと。
お願い
● 溶接等の火花が製品に付着しないようにしてください。</td><td>シタフックイッシキを交換する。</td></tr>
</table>

■年次点検

分解の上、各部品の詳細をチェックします。
点検が終了したら、「分解組立マニュアル」に従い、正しく再組立してください。

お願い

- 月例点検項目に加えて下記項目をチェックしてください。分解組立作業は、別冊の「分解組立マニュアル」を参照して正しく行ってください。

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検方法</th><th>使用限界または判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td>ウエフック</td><td>ウエカナグのツナギジク挿入穴の穴径を、ノギスで測定。
長穴状の場合は、最大寸法方向を測定。
 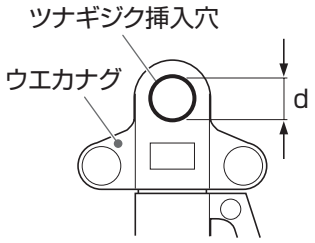
</td><td><table><tr><td rowspan="3">定格荷重（t）</td><td colspan="2">穴径（d）mm</td></tr><tr><td colspan="2">ツナギジク部</td></tr><tr><td>基準</td><td>限界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>8.3</td><td>8.8</td></tr></table></td><td>ウエフッククミタテを交換する。</td></tr>
<tr><td>シタフック</td><td>シタカナグ側のチェーン摩耗位置（矢印部）の摩耗を確認する
 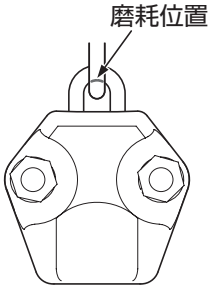
</td><td>• シタカナグ側のチェーン摩耗位置に著しい摩耗がないこと。また、曲げ変形がないこと。
• 月例点検（6 ページ）を参考にして、線径の数値管理をしてください。限界値を外れたものは使用限界です。
• 摩耗量（線径）の測定には、先の細いノギス（ポイントノギス）が必要です。</td><td>シタフックイッシキを交換する。</td></tr>
<tr><td>ブレーキ
機構</td><td>ブレーキ面の摩耗・キズを目視で確認する</td><td>⚠ 危険

ブレーキバンに油をつけないでください。
ブレーキバンは乾式ブレーキです。ブレーキバンに油が付着するとブレーキ不良が発生し、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。
• ブレーキウケ・ブレーキバン・ツメグルマ・ハンドホイルクミタテなどのブレーキ面に、異物による引っ掻きキズや、えぐったようなキズがないこと。
• 上記部品のブレーキ面の加工跡（ツールマーク）が消え、光沢を帯びる程に摩耗していないこと。</td><td>キズまたは摩耗している部品を交換する。</td></tr>
</table>

（つづく）

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検方法</th><th>使用限界または判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ブレーキ
機構</td><td>ブレーキバンの割れを目視で確認し、摩耗をノギスで確認する
 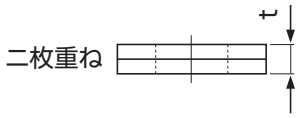
</td><td>・ブレーキバンに割れ・亀裂のないこと。
<table><tr><td rowspan="2">定格荷量（t）</td><td colspan="2">ブレーキバン 2 枚厚さ t 寸法（mm）</td></tr><tr><td>基準</td><td>限界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>5.0</td><td>4.5</td></tr></table></td><td>ブレーキバンを2枚とも交換する。</td></tr>
<tr><td>ツメグルマブッシュの摩耗をノギスで測定する
 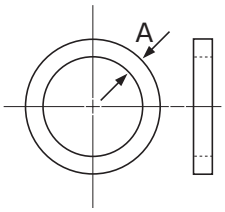
</td><td>・円周方向の厚さが均一であること。
<table><tr><td rowspan="2">定格荷量（t）</td><td colspan="2">A 寸法（mm）</td></tr><tr><td>基準</td><td>限界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>1.6</td><td>1.4</td></tr></table></td><td>ツメグルマブッシュを交換する。</td></tr>
<tr><td>マッチの炎を軽くあて、ツメグルマブッシュの含油を確認する</td><td>⚠ 危険
禁 止
潤滑油（グリース・さび止油など）を使用する場合は、火気や、火花の発生する場所で使用しないでください。
発火の恐れがあります。
・充分含油していること（熱で油が表面に滲み出る程度）。
お願い
● 交換・組立を行うときは 1 日タービン油に漬け込んでから、まわりの油を良く拭き取って使用してください。</td><td>1 日タービン油に漬け込んでから、まわりの油をよく拭き取る。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検方法</th><th>使用限界または判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">ブレーキ機構</td><td>ツメグルマの摩耗度合いをノギスで測定する
 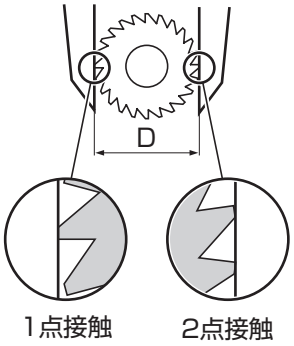
</td><td><table><tr><td rowspan="2">定格荷量（t）</td><td colspan="2">D 寸法（mm）</td></tr><tr><td>基準</td><td>限界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>33.8</td><td>32.4</td></tr></table></td><td>ツメグルマを交換する。</td></tr>
<tr><td>ツメを目視で確認する</td><td>• ツメの先端が段のつくほど摩耗していないこと。
 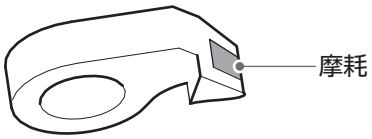
</td><td>ツメを交換する。</td></tr>
<tr><td>ツメバネクミを目視で確認する</td><td>• 変形・キズ・折損・へたりのないこと。</td><td>ツメバネクミを交換する。</td></tr>
<tr><td>腐食（錆）がないか目視で確認する</td><td>• 各部品に著しい腐食（錆）がないこと。</td><td>腐食した部品を交換する。</td></tr>
<tr><td>ブレーキウケのツメグルマブッシュ接触部の摩耗をノギスで測定する（下図点線部）
 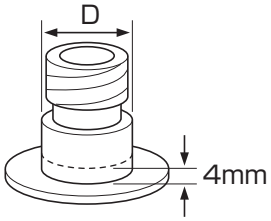
</td><td><table><tr><td rowspan="2">定格荷量（t）</td><td colspan="2">D 寸法（mm）</td></tr><tr><td>基準</td><td>限界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>16.4</td><td>15.6</td></tr></table></td><td>ブレーキウケを交換する。</td></tr>
</table>

（つづく）

項目	点検方法	使用限界または判定基準	対処方法
巻き上げ機構	ロードシーブの摩耗・キズを目視で確認する 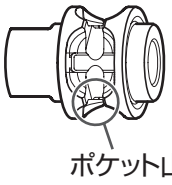 	• シーブポケットの摩耗や山部への乗り上げキズのないこと。	ロードシーブを交換する。
	ロードギヤ・ギヤ２歯部の摩耗・キズを目視で確認する	• 歯欠け・歯に段つき摩耗・キズがないこと。	ロードギヤ・ギヤ2を交換する。
	ピニオンの変形を目視で確認する	• 曲りなどの変形が認められたものは使用限界。	ピニオンを交換する。
	ピニオン歯部の摩耗・キズを目視で確認する	• 歯欠け・歯の段つき摩耗・キズなどがないこと。	ピニオンを交換する。
	ハンドホイルの摩耗・キズを目視で確認する 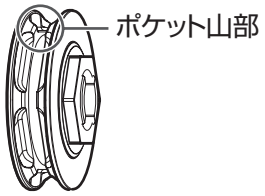 	• ポケットの摩耗や山部への乗り上げキズ・破損などがないこと。	ハンドホイルクミタテを交換する。
	カムガイドの変形を目視で確認する	• 目視で変形が明らかなものは使用限界。 **お願い** ● カムガイドの変形は、過巻き下げ作業（限界まで巻き下げる作業）の結果です。使用される方に取扱いを指導してください。	カムガイドを交換する。
	ハンドチェーンを目視で確認する	• ねじれなどの変形がないこと。	ハンドチェーンを交換する。
ボディ	ツナギジク用軸受穴を目視とノギスで確認する 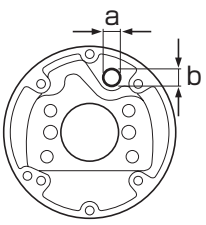 	• 大きく変形したり著しいキズのないこと。 • ａ、ｂ寸法の差が 0.5mm 以内であること。	ボディクミを交換する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検方法</th><th>使用限界または判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td rowspan="6">ボディ</td><td>ツメジクを目視で確認する
 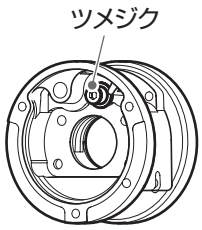
</td><td>・ツメジクのゆるみがないこと。</td><td>ボディクミを交換する。</td></tr>
<tr><td>フレームA・Bのロードシーブの軸受け穴を目視とノギスで確認する
 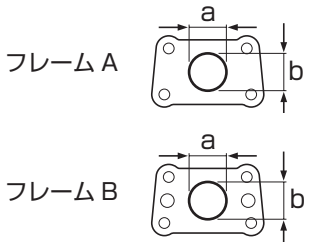
</td><td>・大きく変形したり著しいキズのないこと。
・ａ、ｂ寸法の差が 0.5mm 以内であること。</td><td>フレーム A または B を交換する。</td></tr>
<tr><td>フレームBのギヤの軸受け穴を目視とノギスで確認する
 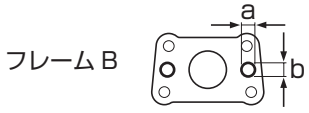
</td><td>・大きく変形したり著しいキズのないこと。
・ａ、ｂ寸法の差が 0.5mm 以内であること。
・フレームが変形していないこと。</td><td>フレーム B を交換する。</td></tr>
<tr><td>ギヤケースの変形・キズを目視で確認する</td><td>・大きく変形したり著しいキズや割れのないこと。</td><td>ギヤケースクミを交換する。</td></tr>
<tr><td>ギヤケースのプレーンベアリングの穴の摩耗を目視とノギスで確認する
 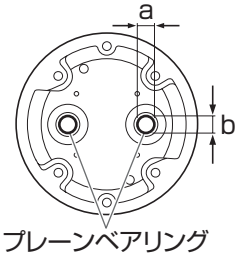
</td><td>・大きく変形したり著しいキズのないこと。
・ａ、ｂ寸法の差が 0.5mm 以内であること。</td><td>ギヤケースクミを交換する。</td></tr>
<tr><td>ツナギジクの変形・摩耗目視とノギスで確認する
 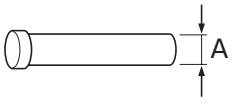
</td><td>・目視で変形が明らかなものは使用限界。
<table><tr><td rowspan="2">定格荷重（t）</td><td colspan="2">A 寸法（mm）</td></tr><tr><td>基準</td><td>限界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>8</td><td>7.6</td></tr></table></td><td>ツナギジクを交換する。</td></tr>
</table>

（つづく）

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検方法</th><th>使用限界または判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>クサリガイドの変形を目視で確認する
 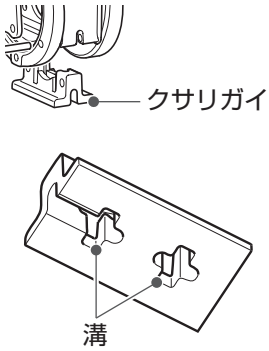
</td><td>・溝が潰れたり変形や割れのないこと。</td><td>クサリガイドを交換する。</td></tr>
<tr><td>チェーントメピンの変形・摩耗・腐食（錆）を目視とノギスで確認する
 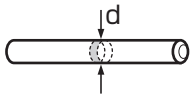
</td><td>・目視で変形が明らかなものは使用限界。
・キズ・変形のないこと。
・著しい腐食（錆）がないこと。

（d 寸法を測定）
<table><tr><td rowspan="2">定格荷重（t）</td><td colspan="2">チェーントメピン直径</td></tr><tr><td>基準</td><td>限界</td></tr><tr><td>0.25</td><td>3.9</td><td>3.7</td></tr></table></td><td>チェーントメピンを交換する。</td></tr>
</table>

■作動テスト

⚠ 危険

強 制

年次点検が終了したら、作動テストを行って正しく動作することを確認してください。

これを守らないと死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

項目	点検方法	使用限界または判定基準	対処方法
無負荷テスト	巻き上げ・巻き下げを数回繰り返す	・手動力が軽く操作できること。 ・巻き上げ時、ツメ音が「カチカチ」と規則正しく鳴ること。	正常に組み立てられているか、部品に異常はないか分解して点検する。
定格荷重テスト	定格荷重をつり、20 ～ 30cm 上げ下げする 月例点検の「基本動作」の項目を実施する	・巻き上げ時、ブレーキ装置のツメの「カチカチ」音が聞こえ、スムーズに動作すること。 ・音が弱くなったり、不規則音になっていないこと。 ・巻き下げ時、音がしないこと。 ・手引力が異常に重くないこと。 ・ブレーキの滑りがないこと。	

《メモ》

KITO

キトーチェーンブロック CX 形

定期点検チェックシート（CX003 形）

機　種	定格荷重	Lot No.	貴社管理 No.	設置年月日	設置場所

■点検結果表示例：○＝良好、△＝次回交換（調整）、×＝異常有り交換（調整）を要す。

対象	区分	点　検　項　目	点検実施年月日					
月例点検	外観	ネームプレート（日常点検より）						
		ボディ・その他外観（日常点検より）						
		ナットの緩み、脱落（日常点検より）						
	機能	巻き上げ・巻き下げ						
		異常音						
		手動力						
		ブレーキ						
	上下フック	口の開き						
		フックの摩耗・首部の隙間						
		変形・キズ						
		ボルト・ナットの緩み、脱落（日常点検より）						
		フックの回転						
		フックラッチ						
	ロードチェーン	ねじれ（日常点検より）						
		塗油状況（日常点検より）						
		摩耗						
		腐食（錆）						
		変形・キズ						
		スパッタの付着						

実　行	点検者名						
チェック	保守管理責任者名						

⚠ 危険

定期点検中に異常を発見したときは、使用を中止して「故障・点検中」の表示をし、修理を保守管理者またはキトーにご相談ください。

異常な製品を使用すると、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

お願い

このチェックシートはキトーの定期点検基準マニュアルをベースとした標準サンプルです。お客様の使用環境・条件により、チェックシートのフォーマットを決めて運用してください。
その際には、必ず全ての点検項目を盛り込んでください。

■点検結果表示例：○＝良好、△＝次回交換（調整）、×＝異常有り交換（調整）を要す。

対象	区分	点　検　項　目	点検実施年月日					
年次点検	上下フック	ウエカナグ結合用穴の変形						
		シタカナグ側のチェーンの摩耗						
	ブレーキ機構	ブレーキ面の摩耗・キズ						
		ブレーキバンの摩耗・割れ						
		ツメグルマブッシュの摩耗						
		ツメグルマブッシュの含油						
		ツメグルマの摩耗						
		ツメの摩耗						
		ツメバネの変形・キズ						
		腐食（錆）						
		ブレーキウケのツメグルマブッシュ接触部の摩耗						
	巻き上げ機構	ロードシーブの摩耗・キズ						
		ロードギヤ・ギヤ２歯部の摩耗・キズ						
		ピニオンの変形						
		ハンドホイルの摩耗・キズ						
		カムガイドの変形						
		ハンドチェーンのねじれ・変形						
		ピニオン歯部の摩耗・キズ						
	ボディ	ツナギ軸用軸受け穴の変形						
		フレームＡ・Ｂ、軸受け穴の変形						
		ギヤケースの変形・キズ						
		ギヤケースのプレーンベアリングの摩耗						
		ツナギジクの変形・摩耗						
	その他	クサリガイドの変形						
		チェーントメピンの変形・摩耗・腐食（錆）						
	テスト	無負荷テスト						
		定格荷重テスト						

実　行	点検者名							
チェック	保守管理責任者名							

全国キトー サービスネットワーク

北海道	大栄電機㈱	函館市海岸町 17-21	0138-42-1594
	㈱伊藤機械製作所	札幌市東区東雁来５条 1-3-6	011-784-3633
	㈱セイデンサービス	札幌市白石区北郷六条 9-1-7	011-873-9766
	㈲水野電機	旭川市六条通 15- 左 6	0166-23-4562
	㈲竹内電機商会	旭川市永山町８条 1-1-11	0166-24-7799
	㈱ＴＳ電機工作所	帯広市東一条南 7-9	0155-23-4768
	㈲エスティテクノス	釧路市春採 8-4-18	0154-92-3000
東北	山内電機商会	会津若松市七日町 11-4	0242-22-5777
	㈲新栄電機工業	須賀川市大字森宿字安積田 177-17	0248-72-2195
	㈲須賀電機	仙台市宮城野区扇町 5-9-20	022-232-5404
	㈱ムトー電機	石巻市山下町 2-5-1	0225-95-4433
	㈱佐々木電機本店	盛岡市津志田町 1-1-50	0196-36-3268
	㈱八戸鉄工所	八戸市大字河原木字北沼 15-7	0178-28-3830
	㈲佐々木電機商会	青森市港町 1-13-13	0177-41-0287
	㈲穴山電機工業所	秋田市土崎港中央 2-9-28	0188-45-1434
	㈱朝倉電機	山形市北町 1-4-1	0236-81-7327
	（合資）山形電機新庄工業所	新庄市上金沢町 4-7	0233-22-4127
関東	㈲三幸製作所	日立市助川町 2824-35 日立中央流通団地内	0294-23-8553
	東興機械工業㈱	那珂郡東海村大字村松 263-6	029-282-1434
	㈲三幸製作所（下妻工場）	結城市八千代町川尻 785-3	0296-48-1672
	㈲エム・エム・ユーサービス	結城市大字結城 12170-7	0296-32-3120
	㈱シイネクレーンテクニカル	土浦市板谷 1-710-38	0298-31-2792
	㈲鈴木電気商会	宇都宮市清住 2-6-9	028-622-5952
	㈲小林電機工業所	伊勢崎市宮前町 144	0270-25-1914
	中山電機㈱	高崎市江木町 1019-1	0273-22-6156
	㈱笠井電機（高崎事業所）	高崎市新保町 198	0273-52-7117
	㈲光電気	沼田市高橋場町 4640-5	0278-23-3912
	㈱奈良電器	熊谷市問屋町 3-4-19	0485-24-5566
	㈱笠井電機	鴻巣市大字宮前 599-2	0485-96-1771
	㈲三幸クレーン	川越市下広谷 959-2	0492-32-2771
	㈱根本電機工業（埼玉サービス）	草加市清門町 15	0489-42-1250
	㈲三幸ホイスト	板橋区四葉 2-28-14	03-5383-3251
	㈱根本電機工業	墨田区亀沢 4-20-8	03-3623-5512
	㈲伊藤電機工業所	江戸川区篠崎町 7-23-17	03-3679-2235
	㈲福田電機工業	大田区大森東 1-15-8	03-3762-6871
	㈲森電機製作所	大田区大森東 5-27-2	03-3766-7700
	富士サービス工業㈱	小平市小川東町 5-16-8	0423-45-1800
	㈲裕エンジニアリングサービス	府中市天神町 3-16-2 パレススメール A-305	0423-69-8086
	㈲藤原電機製作所	八王子市中野上町 4-24-6	0426-25-5390
	㈲西東京クレーンワタナベ	八王子市元八王子町 3-2972-8	0426-63-4579
	小松電機工業㈱	千葉市花見川区千種町 49-13	043-259-4559
	㈲伊藤電機工業所（千葉工場）	千葉市花見川区三角町 116	043-259-9041
	㈱天昌機電社	君津市人見 1181	0439-55-5512
	㈱天昌機電社（市原出張所）	市原市出津西 1-2-44	0436-23-1088
	㈱長誠クレーンサービス	富津市篠部 1519-1	0439-87-5311
	㈱日興工機	川崎市川崎区小川町 19-1	044-211-0331
	㈲フチベ電機工業	川崎市中原区北谷町 95-43	044-542-5595
	㈲共栄電業社	横浜市栄区鍛冶ヶ谷 2-38-5	045-894-3308
	浪速産業㈱	横浜市磯子区峰町 520	045-832-6511
	㈲コバメンテナンス	横浜市港北区新吉田町 5630-8	045-592-7275
	渋川クレーンサービス	大和市大和南 2-8-32	0462-64-2210
	㈲斉藤エンジニアリング	厚木市長谷 1391-7	0462-50-3787
信越	㈲大和電機工業	新潟市豊 2-3-30	025-273-7177
	㈲機器新潟サービス	新潟市新田 516-2	025-262-0050
	近藤電機㈱	長岡市川崎町 2749-1	0258-35-1330
	柏崎電工㈱	柏崎市田塚 3-1-32	0257-23-1331
	㈱サトーメック	上越市春日新田 1-6-18	0255-43-2469
	㈱竹村電機	長野市南長池 449	026-241-4112
	中村ジャッキ	松本市神林 3939-1	0263-26-8863
	㈲芝野電機	岡谷市本町 4-1-16	0266-22-2086
	遠山電機サービス	甲府市住吉 2-6-16	055-235-0032
	高橋電設	甲府市住吉 1-17-1	055-222-8986
	㈲小山田モートル	富士吉田市下吉田 5143-5	0555-22-1255

東海	誠電機商会	沼津市玉江町 3-7	0559-32-4395
	望月電機工業㈱	富士市伝法 1242-4	0545-52-2058
	㈱田中工機	富士市依田橋字江堀 310-3	0545-32-2173
	駿河機工	静岡市清水区七ツ新屋 513-1	0543-45-2906
	㈱KDK	浜松市西丘町 1013	053-438-2330
	㈲上当電機工業所	静岡県裾野市葛山 1104	055-997-1623
	田中クレーンサービス	豊橋市飯村南 2-19-13	0532-61-6705
	㈱エスディケイ	豊橋市花田町越水 6	0532-31-9325
	㈲山田電設	岡崎市渡町大榎 108	0564-33-6250
	神星電機㈱	刈谷市丸田町 3-21	0566-21-1714
	東海ホイスト工業㈱	大府市大府町原 48-2	0562-48-2191
	㈲名古屋ホイスト工業所	名古屋市南区菊住 2-6-17	052-822-1535
	㈱後藤電機製作所	一宮市大字光明寺字南方 11-1	0586-51-8861
	シノブエンジニアリング㈱	稲沢市附島町西浦 29-1	0587-35-2400
	正栄電機㈱	恵那市長島町中野 357-1	0573-26-2324
	㈱ホクテック	四日市市平町 19-8	0593-65-6226
	㈲オザワ	津市久居明神町 1490-17	0592-56-4679
北陸	㈱森山電機製作所	富山市今木町 1-1	0764-41-2856
	㈱金沢ホイスト	松任市平松町 329-22	0762-76-4646
	㈲北陸ホイストサービス	福井市三ツ屋町 13 号 11-2	0776-22-5437
近畿	㈱彦根電機製作所	彦根市大藪町 20-22	0749-22-1654
	㈲明阪ホイストサービス	枚方市津田北町 2-34-12	072-858-2373
	阪神重電サービス	寝屋川市豊里町 6-5	072-832-7650
	㈲白崎電工	門真市松生町 3-4	06-908-2812
	安治川電機工業㈱	大阪市西区九条南 2-28-13	06-582-5173
	㈲共立電機製作所	東大阪市菱江 3-11-31	0729-61-4690
	㈲共栄エンジニアリング	交野市倉治 3-27-6	072-892-8660
	㈲浜田電機工	泉南市信達市場 396-2	0724-82-5773
	㈲前田電機工業所	和歌山市東紺屋町 21	0734-24-4404
	㈲ハマヤエンジニアリング	宝塚市安倉西 4-553-1	0797-85-1588
	㈱長田電機工業所	神戸市長田区５番町 2-6-40	078-576-3252
	㈲阿江電機	西脇市小坂町 37-72	0795-22-7394
	㈲大畑電機	宍粟郡山崎町庄能 406	0790-62-2049
中国	東洋電動工事㈱	岡山市浦安南町 565-1	086-263-0114
	㈱福栄エンジニアリング	岡山市平野 569-9	086-293-6645
	㈲門永鉄工所	境港市昭和町 5-23	0859-44-6200
	㈲ハマ電機	出雲市天神町 188-1	0853-22-7226
	橘高工業㈱	福山市津之郷町大字津之郷 62-1	0849-51-2828
	㈲呉港電機工業所	呉市海岸 1-1-3	0823-25-5555
	中松電機工業㈱	広島市南区宇品神田 4-9-19	082-254-1222
	中平電機工業㈱	豊田郡安芸津町大字風早 3164-4	0846-45-2832
	前田物産	岩国市昭和町 1-14-5	0827-22-4579
	二葉電工㈱	周南市大字栗屋 766	0834-25-1065
	三島工業㈱	宇部市大字妻崎関作 719-3	0836-41-7358
	㈱クレーンメンテック（下関営業所）	下関市彦島角倉町 1-9-7	0832-67-8831
四国	松井電機㈱	大川郡長尾町東 2328-1	0879-52-1522
	㈲制御設計	高松市中野町 13-3	0878-35-1171
	㈲丸昌	高松市多肥上町 2048-8	0878-88-0880
	㈲橋本利電業社	徳島市南島田町 2-68-2	088-631-9203
	㈲細川電機商会	高知市比島町 3-20-2	0888-73-3910
	佐藤電機工業所	新居浜市荻生 443-1	0897-41-5025
	㈲近藤電機	松山市土居田町 330	089-973-2888
九州	㈱クレーンメンテック	北九州市小倉北区西港町 63-3	093-561-1454
	㈲田中電機製作所	福岡市博多区吉塚 8-7-35	092-621-8614
	共栄電機	多久市北多久町大字小侍 2010-3	0952-75-6602
	大機工業㈱	長崎市元船町 11-6	0958-26-5385
	㈲竹崎電機工業所	熊本市麻生田 3-11-7	096-338-8254
	野田電機工業㈱	大分市三佐 6-2-68	0975-21-6190
	㈲知花機械工業	宮崎市下北方町台木 719	0985-24-2020
	㈱協立電機製作所	鹿児島市七ツ島 1-3-5	099-262-1661
	㈲日昇エンジニアサービス	浦添市勢理客 4-9-17	098-879-1035

お客様相談センター フリーコール 受付時間 9:00 ～ 17:00（土・日祝日を除く）
TEL：0120-988-558
FAX：0120-988-228　E-mail：callcenter@kito.co.jp